

令和 4 年度 吉川市水道事業会計予算

(総則)

第 1 条 令和 4 年度吉川市水道事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第 2 条 業務の予定量は、次のとおりとする。

(1) 給水戸数	31,280	戸
(2) 年間総配水量	7,842,000	m ³
(3) 一日平均配水量	21,484	m ³
(4) 主な建設改良事業		
配水改良事業	451,465	千円
施設更新事業	183,353	千円

(収益的収入及び支出)

第 3 条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

	収	入
第 1 款 水道事業収益		1,587,062 千円
第 1 項 営業収益		1,321,078 千円
第 2 項 営業外収益		265,973 千円
第 3 項 特別利益		11 千円
	支	出
第 1 款 水道事業費用		1,566,949 千円
第 1 項 営業費用		1,499,284 千円
第 2 項 営業外費用		61,721 千円
第 3 項 特別損失		4,944 千円
第 4 項 予備費		1,000 千円

(資本的収入及び支出)

第 4 条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。(資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額852,714千円は、当年度分消費税資本的収支調整額46,827千円、過年度分損益勘定留保資金805,707千円及び減債積立金180千円で補てんするものとする。)

	収	入
第 1 款 資本的収入		95,758 千円
第 1 項 分担金		75,900 千円
第 2 項 工事負担金		18,712 千円
第 3 項 固定資産売却代金		1,146 千円
	支	出
第 1 款 資本的支出		948,472 千円
第 1 項 建設改良費		672,310 千円
第 2 項 企業債償還金		276,162 千円

(予定支出の各項の経費の金額の流用)

第5条 予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

- (1) 営業費用
- (2) 営業外費用
- (3) 特別損失

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第6条 次に掲げる経費については、その経費の金額を、それ以外の経費の金額に流用し、又はそれ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

- | | |
|-----------|-----------|
| (1) 職員給与費 | 96,320 千円 |
| (2) 交際費 | 30 千円 |

(たな卸資産購入限度額)

第7条 たな卸資産の購入限度額は、30,000千円と定める。

令和4年2月22日提出

吉川市長 中原恵人